

第 3 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成19年9月26日

開 会 中

場 所 第 4 委 員 会 室

平成19年 9 月26日（水曜日）

午前10時 1 分開議

午後 0 時22分閉会

本日の会議に付した事件

議案第 1 号 平成19年度熊本県一般会計補
正予算(第 5 号)

議案第 3 号 平成19年度熊本県高度技術研
究開発基盤整備事業等特別会計補正予算
(第 1 号)

報告第 8 号 県有地信託の事務処理状況を
説明する書類の提出について

報告第 9 号 財団法人グランメッセ熊本の
経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 株式会社テクノインキューバ
ションセンターの経営状況を説明する書
類の提出について

報告第11号 財団法人荒尾産炭地域振興セ
ンターの経営状況を説明する書類の提出
について

報告第12号 財団法人熊本県伝統工芸館の
経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 財団法人熊本テルサの経営状
況を説明する書類の提出について

報告第14号 財団法人熊本県雇用環境整備
協会の経営状況を説明する書類の提出に
ついて

請第 9 号 事業承継円滑化のための税制措
置等に関する請願

閉会中の継続審査事件

報告事項

①県関与見直し実行計画に基づく県出資団
体等の見直し状況報告

②「責任共有制度」導入に伴う県融資制度
の取扱いについて

③平成18年熊本県観光統計(速報値)につ
いて

出席委員（8人）

委員長 松 田 三 郎

副委員長 池 田 和 貴

委員 鬼 海 洋 一

委員 馬 場 成 志

委員 城 下 広 作

委員 田 代 国 広

委員 濱 田 大 造

委員 山 口 ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部 長 島 田 万 里

総括審議員兼次長 渡 邊 昇 治

次 長 中 川 芳 昭

商工政策課長 宮 尾 尚

産業支援課長 前 田 正 夫

経営金融課長 藤 好 清 隆

企業立地課長 小野上 典 明

観光物産総室長 守 田 眞 一

観光物産総室副総室長 松 岡 岩 夫

労働雇用総室長 井 手 義 隆

労働雇用総室副総室長 松 永 康 生

労働雇用政策監

兼産業人材育成室長 辻 本 英 子

企業局

総括審議員兼次長 平 野 芳 久

総務経営課長 中 園 幹 也

工務課長 山 下 眞 治

労働委員会事務局

局 長 井 公 男

審査調整課長 佐 伯 康 範

事務局職員出席者

午前10時1分開議

○松田三郎委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

今回、新たに付託された請願が1件あり、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第9号についての説明者を入室させてください。

(請第9号の説明者入室)

○松田三郎委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔をお願いいたします。

それでは、どうぞ。

(請第9号の説明者の趣旨説明)

○松田三郎委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りを願いたいと思います。どうもありがとうございました。

(請第9号の説明者退室)

○松田三郎委員長 それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、商工観光労働部の説明を受けます。

初めに、島田部長から総括説明をお願いいたします。

島田部長。

○島田商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案について御説明を申し上げます。

今回、当部からは、9月補正予算関係並びに条例等議案関係9議案を御提案申し上げて

おります。

まず、9月補正予算についてでございますが、一般会計で国庫支出金返納金の補正をお願いいたしております。

また、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計におきまして、3億8,700万円余の補正をお願いしております。これは、益城町に建設しておりますくまもと臨空テクノパークの追加工事に伴うもので、団地内の雨水対策のための排水溝の設置や交差点整備等に要する費用でございます。

次に、条例等関係でございますが、県有地信託の事務処理状況に関する報告議案1件、県が資本金等の2分の1以上を出資している団体の決算及び事業計画についての報告議案6件となっております。

本日は、このほか、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況など、3件について御報告させていただくことといたしております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○松田三郎委員長 次に、商工観光労働部各課長の説明を受けます。

まず、井手労働雇用総室長。

説明者の方、1回一応立っていただいて、顔だけ見せていただいて、後は座って説明をしていただいて結構でございます。

○井手労働雇用総室長 労働雇用総室の井手でございます。よろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

労政総務費といたしまして、36万4,000円の補正をお願いしております。

これは、平成18年度に国の補助を受けて実施いたしました中小企業福祉事業におきまして、国庫補助金の額の確定に伴いまして、交

付を受けておりました補助金の一部を返納するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○小野上企業立地課長 企業立地課の小野上でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算でございますが、総額3億8,779万5,000円の増額補正をお願いしております。

これは、平成17年度から新規工業団地として益城町で整備中のくまもと臨空テクノパーク工事における実施設計後に必要になった追加工事に伴う補正でございます。

今年度の当初予算は、償還利子や事務費等の5,500万円余となっておりますが、用地買収のおくれによりまして、昨年度、平成18年度予定をしておりました工事費3億8,300万円を今年度に繰り越しております。現在、農業用排水施設のつけかえ工事、あるいは造成工事について既に発注を行い、整備中でございます。

今回の補正の主な内容でございますが、団地内の雨水対応施設につきまして、当初予定しておりました方式では、安全な管理、排水の効率性などに課題があったため、実施設計でこれを見直すことといたしまして、そのために、新たに約1億8,000万円程度の予算が必要になったこと、また、それ以外に、テクノ・リサーチパークへの渋滞緩和策としての右折レーンの整備、あるいは団地内にあります農道や排水施設コンクリート部分の除去、それから第2空港線からの進入路整備のための調査委託費などを合計した額でございます。なお、当団地への企業誘致に関しましては、複数の企業に対しまして精力的に誘致活動を行っているところでございます。今後、平成20年度の分譲開始に合わせまして、早い時期に誘致の実現にこぎつきたいというふう

に考えておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 次に、報告事項の説明を受けます。

この後は、大分、数字とかもたくさん出てまいりますので、特にわかりやすく簡潔な説明をお願いしたいと思います。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。おはようございます。

それでは、資料の4ページ、報告事項8号の県有地信託の事務処理状況及び資料5ページの財団法人グランメッセ熊本の経営状況の説明でございますが、いずれも別添資料で説明させていただきたいと思っております。

別添の資料、まず、県有地信託の事務処理状況について御報告させていただきます。2枚紙でございます。

本件は、昨年度までは総務常任委員会において報告しておりました案件でございますが、昨年10月に、企業誘致の観点から、管財課から商工政策課に所管がえを行い、経済常任委員会への報告事項としておるところでございます。

県有地信託の事務処理状況を説明する書類の、めくっていただきまして、1ページの1でございますが、信託の概要に記載のとおり、熊本市花畑町の県有地約747平米でございますが、県と住友信託銀行との間で昭和61年10月に県有地信託契約を締結しております。

内容は、信託業務を引き受けた住友信託銀行が当該地にオフィスビルを建設いたしまして、平成30年10月まで賃貸業を営み、賃料収入等から諸経費及び信託報酬等の管理運営費を差し引き、利益が出た場合は信託配当金として委託者である県に交付するものでございます。

ビルは、5階から7階までが信託財産でござ

ざいまして、1階から4階までは県の所有で
ございます。

事業実績につきましては、1ページの2、
第21期、平成18年度でございますが、事業実
績報告書に記載しております。

概要に記載のとおり、当期は、入居してお
りましたテナント、K A B、熊本朝日放送で
ございますが、こちらが平成18年2月に退去
いたしまして、後継テナントの入居に時間を
要したため、テナント賃料の収入がなく、当
期に支出すべき借入金、利息、ビル管理委託
費等の支出に対しまして不足しましたことか
ら、信託欠損金を計上して運用しております。

なお、平成18年12月にソフトバンク B B株
式会社と賃貸借契約を締結いたしまして、本
年4月からテナント賃料が発生しております。

当期の損益計算書は、(2)のとおりでござ
います。支出合計3,234万円余に対し、収入
は、当期信託欠損金2,318万円余で収支をと
っております。

なお、賃料収入の駐車場、袖看板は、いず
れも1階に入居しておりますテナントからの
収入、その他の収入は、県からの地代という
ことでございます。

2ページをお願いいたします。

裏面でございますが、(3)は、21期の貸借
対照表でございます。

表の下の米印の欄をごらんください。

20期末、平成17年度末でございますが、信
託内にこれまでの信託利益の留保現金といた
しまして1億3,800万円余がございましたが、
次の、下の米印でございますが、資本的支出
として、第20期、平成17年度分の県の配当金
389万円でございますが、のほか、借入元本
の返済、テナント入居に伴う内装工事費等に
よりまして、貸借対照表の一番上の資産のと
ころでございますが、信託内現金は1,830万
円余となっております。

3番目が、第22期、平成19年度の事業計画

でございます。

信託財産の管理運用は、信託契約に基づき
まして、引き続き住友信託銀行が行います。

収支計画では、収入で4,526万円余の賃料
収入が見込まれておりますが、元本返済金及
びその他の管理費は除きまして、残る信託利
益を繰越欠損金として処理することといたし
ております。

以上が県有地信託の事務処理状況を説明す
る書類でございます。

続きまして、引き続き、財団法人グランメ
ッセ熊本の経営状況を説明する書類について
お願いいたします。

財団法人グランメッセ熊本の経営状況を説
明する書類でございます。

財団法人グランメッセ熊本につきましては
は、平成18年4月、昨年4月1日ございま
すが、指定管理者制度が導入され、熊本産
業展示場の管理者が新たに指定されました
ことに伴い、平成18年7月31日に解散し、同年
12月25日に清算を結了しております。

今回の報告は、4月1日から解散の日、7
月31日までの事業年度と、解散の翌日から12
月25日までの清算結了までの清算年度の二本
立てとなっております。

めくっていただきまして、1ページござ
います。

1ページは、18年度の事業報告でございま
すが、事業年度に理事会を2回開催、清算年
度に清算人会を開催しております。

めくっていただきまして、2ページ目で
ございます。

2ページ目が、18事業年度の決算でござ
います。

収入につきましては、基本財産利息収入と
して26万5,000円、雑収入として344万円余
を計上したほか、特定預金取崩収入2億6,378
万円余を計上し、当期収入として2億6,749
万円余、前期繰越収支差額と合わせまして、
収入合計は3億5,606万円余でございます。

特定預金取崩収入は、備考欄で寄附と記載しておりますが、グランメッセの開館当初、県から補助を受けて購入しました財団所有の机などの備品を、指定管理者制度導入に伴い、平成17年度に県へ寄附をいたしましたため、その備品を更新及び修繕するために引き当てておりました減価償却引当預金等をあわせて県に寄附したということでございます。

3ページの支出につきましては、管理費として2億7,051万円余を計上しております。

この管理費の内訳は、解散に向けた所要の事務費のほか、ただいま説明いたしました県への寄附金として2億6,378万円余を計上しております。

当期支出合計は2億7,053万5,212円、次期繰越収支差額は8,553万274円でございます。

4ページから5ページまでは、正味財産増減計算書及び貸借対照表でございます。内容的にほぼ同じでございますので、6ページの財産目録で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

普通預金、引当預金のほか、基本財産有価証券等合わせて、資産の合計が2億378万円余となります。これに未払金等負債を合わせて、決算時点の正味財産は2億253万274円でございます。

7ページは、計算書類に対する注記事項でございますので、説明は省略させていただきます。

以上が18事業年度の決算でございます。

次に、18清算年度の決算について御説明させていただきます。

8ページの収支計算書をごらんください。

収入としましては、基本財産運用収入が26万円余、雑収入が52万円余、特定預金取崩収入として、基本財産の取り崩し等、1億1,700万円余を計上しており、当期収入が1億1,778万円余、前期収支差額と合わせまして、収入合計は2億331万8,805円となっております。

一方、支出といたしましては、管理費及び法人税であります。寄附金支出としまして1億9,862万5,403円を計上しており、当期支出合計は2億331万8,805円、最終の繰越収支差額を0円とし、清算の結了に至っております。

9ページは、正味財産増減計算書でございます。

10ページの財産目録をごらんください。10ページをお願いいたします。

平成18年12月25日付で清算を結了した時点の当財団の財産は、普通預金、引当預金、基本財産預金、基本財産有価証券合わせて、1億9,862万5,403円でございます。これを、先ほど収支計算書の方でもごらんいただきましたとおり、財団の寄附行為の規定により、財団法人くまもとテクノ産業財団へ寄附したところでございます。

11ページは、寄附財産の明細でございます。

財団法人グランメッセ熊本の経営状況の説明は以上でございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○前田産業支援課長 産業支援課、前田でございます。よろしくお願いいたします。

委員会説明資料の6ページの報告第10号の株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出についてでございますけれども、別冊資料により説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

事業の概要でございますが、テクノインキュベーションセンターは、平成12年4月に新事業創出促進法に基づきまして、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資によりまして設立されました株式会社でございます。

テクノ・リサーチパーク内に賃貸型の事業場、いわゆる貸し工場を建設しまして運営す

る第三セクターでございます。4棟11室の貸し工場の運営管理を行っておりますが、入居状況につきましては、平成18年度においては、2社が入居し、1社が退去いたしまして、平成19年3月31日現在では全11室中10室が入居中ということでして、現在も同様の入居状況でございます。

また、収支の状況につきましては、下段、表のとおり、平成13年度から平成17年度まで5年連続で単年度黒字でありましたが、第7期、平成18年度につきましては、2部屋の空室があったこと等によります賃貸家賃収入減及び台風被害等による施設補修工事等の支出増の理由によりまして、売上高は4,270万4,000円を計上し、経常損失は118万5,000円、当期純損失は214万7,000円の単年度赤字となっております。

続きまして、2ページから3ページにかけて会社の概況を載せてございますが、3ページには、組織体制、役員について記載しております。

4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

先ほど説明しましたとおり、当期純損失が約214万円余となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

土地、建物等を合わせまして、左下に記載しておりますが、総資産が約11億円でございます。借入金などはございません。

資料の7ページから9ページは、附属の明細書等でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

ここからは、平成19年度の事業計画と事業収支計画を掲げております。

事業計画につきましては、これまでどおり施設の管理運営と入居者に対する側面的支援を行うこととしており、収支計画につきましては、今期は黒字を見込んでおるところでございます。

以上で株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況を説明する書類の報告でございます。

説明資料7ページの報告第11号ですが、同じく別冊資料により説明をさせていただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

当センターは、平成2年11月に、国の産炭地域振興審議会からの答申の中で、産炭地域振興の中核的事業主体の育成というものが提言されたことを受けまして、経済産業省が平成4年度に創設しました産炭地域活性化事業費補助金制度に基づきまして、平成6年12月に設立された公益法人でございます。

2ページをお願いいたします。

主な事業としましては、センターみずから行う自主事業と、他の団体が地域活性化に資する事業を実施する際に必要な経費を助成する助成事業の2つがございます。

平成18年度は、一般会計において、ふるさと情報発信事業や4件の助成事業を、また、新産業創造等基金特別会計においては、新産業育成コーディネーター委嘱事業や7件の助成事業を実施いたしております。ただ、特定鉱害復旧等基金特別会計につきましては、当年度に特定鉱害が発生しなかったことから、事業実施は行っておりません。

また、これまで一般会計につきましては、県からの出捐金10億円、うち、3分の2は国庫補助金でございますが、これを主な基本財産としまして、その運用益を用い、各種事業を実施しては、平成18年に国の補助制度の改正が行われ、今後5年間で使い切るという形での取り崩し型へと変更となってまいりました。そのため、平成19年3月に基本財産から10億円を取り崩し、新会計、産炭地域活性化基金特別会計を設置したところで

ございます。

今後は、従来から取り崩し型で取り崩し期限のない新産業創造等基金とともに、効果的に活用し、積極的に地域の活性化産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

3ページには、一般会計で実施しました事業内容を記載しております。

4ページと5ページに、新産業創造等基金特別会計で実施しました事業内容を記載しております。

8ページをお願いいたします。

収支計算書総括表でございますが、先ほど申しましたように、平成19年3月に、新たに産炭地域活性化基金特別会計を設けまして、一般会計から10億円を移しかえております。収入合計21億4,842万6,973円に対して支出合計21億3,252万6,011円で、次期繰越金1,590万962円となっております。

それから、9ページの正味財産増減計算書総括表でございますが、4億円ほどの長期運用型の外国債を4億円ほど産炭地域活性化基金特別会計から新産業創造等基金特別会計に移しかえて資産組み替えを行っております。

10ページから31ページまで、各種明細書等を掲載しております。

32ページをお願いいたします。

平成19年度につきましては、資料の32ページから42ページまでの事業計画によりまして、新事業創出支援推進事業等、引き続き自主事業及び助成事業を行い、産炭地域活性化基金につきましては、5年間で積極的な活用を行い、旧産炭地域振興のための事業をさらに推進していくこととしております。

以上をもちまして財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況の報告を終わります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○守田観光物産総室長 観光物産総室の守田でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料8ページの報告第12号財団法人熊

本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

県伝統工芸館は、平成18年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、施設の維持管理、修繕に加えまして、県の伝統的工芸品産業の振興及び発展に必要な企画展示業務、後継者の育成や産地の育成などの業務を財団法人熊本県伝統工芸館が指定管理者として実施をしております。

内容につきましては、別冊の資料により御説明をさせていただきます。

お手元の別冊資料の1ページをお願いいたします。

まず、1ページ、下段の表をごらんいただきたいと思っております。

熊本県伝統工芸館の18年度の延べ利用総数は約19万人弱となっております。

2ページに過去の利用者の推移を記載しております。18年度、地下会議室は展示会開催に伴いまして2カ月間貸し出しを中止したことから、約7,600名の利用者が減少しておりますが、それ以外の施設では、ほぼ前年度並みとなっております。特に、常設展示室、1階展示室、2階展示室、和室の各展示室の合計では、前年より約3,800名増加をしているところでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページでございます。

各展示室、各会議室の稼働状況を示しております。ごらんのように、1階展示室、2階展示室、和室の各展示室は、年間、357日ぐらいい使ってございまして、ほぼフル稼働の状況となっております。

4ページから7ページまでは、事業内容についての説明となっております。

常設展示室活性化事業、伝統工芸情報提供事業、伝統工芸普及事業、伝統工芸養成講座事業等に取り組んでいるところでございます。

6ページをお願いいたします。

特に、6ページの5、工芸の里づくり支援事業につきましては、県内で初めて国の伝統的工芸品の指定を受けました小代焼、天草陶磁器、肥後象眼に続く工芸産地を育成するため、人吉球磨刃物、山鹿灯籠、八代のイグサの3産地について支援を行いました。

具体的には、地域工芸グループの育成、展示会や国の伝統的工芸品の指定に向けた勉強会の開催等を支援するとともに、各産地の工芸家へのヒアリング等調査を実施し、国の伝統的工芸品の指定に必要な要件の整理を行ったところでございます。

各産地では、さまざまな課題はございますが、国の指定が受けられますよう、歴史的実証調査など、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

8ページをお願いいたします。

8ページから21ページまでが収支計算書でございます。

8ページの事業活動収入についてでございますが、まず、基本財産運用収入は基本財産の運用利息、上から2番目の補助金等収入は県からの指定管理費の委託収入でございます。次の運営事業収入は、施設内の即売場の運営も指定管理業務となったことから、即売場使用料が財団法人伝統工芸館の収入になったことによります。また、協賛金収入は、九州電力さんから、2階常設展示室の特別展示会開催のための協賛金でございます。

事業活動支出につきましては、約6カ月間館長が不在だったことから人件費等が縮小いたしましたして、約780万円が残額となっております。

次に、9ページの投資活動についてでございますが、退職給付引当金支出によりまして、約100万円のマイナスという記載となっておりますが、これは、公益法人会計規則の改正に伴いまして、計算書を事業活動と投資活動とに区分して記載していることによるものでございます。県委託金収入のうち、給与費と

して支出する人件費を事業活動収支の部に、特定資産である退職給付引当金を投資活動の部に分けて記載をしております。

結果、事業活動収支及び投資活動収支を合わせますと、当期収支は約680万円のプラスとなっております。

なお、前年度からの繰越金を含めまして、次期繰越収支差額727万円余を平成19年度へ繰り越しをいたしました。

今後も経費節減を図り、適切な管理運営に努めていくことといたしております。

14ページをお願いいたします。

14ページは、熊本県伝統的工芸品産業振興基金特別会計でございます。

これは後継者育成のための基金でございますして、公募選定により選出した若手工芸家へ研修費用の助成を実施しております。18年度は、2名に対し研修費用の助成を行ったところでございます。

18ページをお願いいたします。

伝統工芸館工芸品取得基金特別会計でございます。

伝統工芸館におきまして収集すべき貴重な伝統工芸品を購入するための基金でございます。平成18年度は、肥後象眼、小代焼、天草陶磁器など、10点を購入いたしましたところでございます。

22ページをお願いいたします。

22ページ以降は、19年度の事業計画及び収支予算でございますが、指定管理者として、限られたコストの中でより効率的、効果的な管理運営を行うため、これまで以上にコスト削減の努力を行う一方、利用者にとってさらに魅力ある事業展開を図り、より多くの方々に利用していただける施設づくりに努めていただくようにしております。

主な事業といたしましては、24ページの7に記載しておりますとおり、先ほども御説明申し上げましたが、人吉球磨刃物、山鹿灯籠、八代イグサ工芸が新たな国の伝統的工芸品の

指定を受けられるよう調査研究事業を行う予定でございます。

今後とも、熊本県の伝統にはぐくまれた県内の伝統的工芸品産業全般につきまして、振興活性化をさらに図っていくように努めてまいります。

以上でございます。

○井手労働雇用総室長 労働雇用総室でございます。座って説明をさせていただきます。

説明資料の9ページ、報告第13号財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。別冊の経営状況を説明する書類により御説明をいたします。

財団法人熊本テルサでは、勤労者総合福祉センターであります熊本テルサの運営を通じて、勤労者の福祉の向上、勤労意欲の向上、雇用の安定、こういったものを図ることを目的に、1つには、職業情報の提供あるいは相談への対応、そして2つ目には、教育研修、3つ目には、健康増進、4つ目には、教養・文化、そして5つ目には、宴会、宿泊などのサービス事業を行っているところでございます。

まず、3ページをお開き願います。

平成18年度事業状況報告でございますが、1の職業等の情報提供、教育・研修、教養・文化及び健康増進等に関する事業のうち、(1)の情報提供事業につきましては、情報コーナーにおきまして各種印刷媒体により労働関係の情報提供を行うとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構と連携して、勤労者への職業情報、雇用情報の提供をするとともに、勤労者の就労に係る各種相談をお受けしたところでございます。

(2)の教育・研修事業につきましては、企業や団体が行います会議、研修につきまして、会議室、研修室をお使いいただいたところでございます。

(3)の健康増進事業につきましては、勤労

者の健康増進のため、フィットネスクラブ、スイミング、エアロビクスなど、こういった運動施設を勤労者の方々に御利用いただいているところでございます。

次に、4ページをお開き願います。

(4)の教養・文化事業につきましては、講演会、学会、各種集会に対してホール、会議室を御利用いただき、そしてまた、勤労者を対象とした映画の無料上映会を開催したところでございます。

(5)の熊本テルサ運営事業につきましては、レストラン部門、会議・宴会部門、宿泊部門においてサービスの提供を行ったところでございます。

資料の5ページをごらんいただきたいところなのですが、ここに記載しておりますように、会議・研修室・ホールにおきまして13万4,200人強、レストラン、喫茶合わせまして7万7,900人強、ブライダル、一般宴会合わせまして4万4,600人強、フィットネスクラブにおきまして20万4,800人強、宿泊におきまして1万3,400人強、そして情報コーナーにおきまして2万7,000人強、総計の50万2,000人を超えるお客様に御利用をいただいております。

前年度と比較いたしますと、レストラン、婚礼部門でのお客様の減少が見られるというところでございますが、喫茶、会議、研修などのお客様が増加したために、2年連続で50万人を超えるという御利用をいただいているというところでございます。

これだけのお客様に、快適で清潔で安全に、そして満足のいく時間を過ごしていただくために、資料4ページに戻っていただきまして、4ページの下段、2の熊本テルサの管理に関する事業に記載しておりますように、施設の維持補修、機械設備の保守点検などの管理業務を行ったところでございます。

このテルサの管理業務の施行に当たりましては、業務の見直し、合理化を行い、経費の

効率的執行に努めたところでございます。特に、議会財政対策特別委員会並びに監査法人トーマツの御指導を受け、今後の厳しい運営に対応するために、昨年12月に、外部専門コンサルタントを導入いたしまして、平成21年度までを期間とする経営改善計画を策定いたしました。これに基づき、組織体制並びに販売促進策の見直し、チャペルの改修等、設備投資を平成18年度末に行ったところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成18年度収支決算書、6ページに掲げております。

本年度決算額(2)の欄をごらんいただきたいと思っております。

収入の上では、基本財産運用収入、事業収入、雑収入、特定預金の取崩収入を合わせまして、当期の収入合計8億7,100万円余であります。前期繰越収支差額が7,600万円余でありますので、収入合計9億4,700万円余となっております。

一方、支出の部で、事業費、管理費、固定資産取得費の支出、借入金の返済支出を合わせまして、当期支出合計8億8,800万円余で、当期の収支差額は1,710万円余の支出超過となっております。これは、婚礼収入などの事業収入の減と経営指導料などの管理費の増によるマイナスというふうになったものでございます。

この結果、次期繰越収支差額は5,900万円余となっております。

続きまして、7ページに正味財産増減計算書、8ページに貸借対照表、9ページに財産目録を掲げております。説明は省略させていただきます。

以上が18年度の事業状況及び決算の状況でございます。

続きまして、資料の13ページ及び14ページをお願いいたします。

13ページが19年度の事業計画を記載してい

るところです。

19年度におきましても、18年度と同様、勤労者の福祉向上を図ることを目的に、職業等の情報提供、教育・研修、健康増進などの各種の事業を行う予定でございます。

また、昨年策定いたしました経営改善計画に基づき、組織の見直し、部門別の管理の強化等の経営改善を行います。4月には、本県出身で、東京の一流ホテルの総料理長として活躍されていた土山さんを新たに総支配人として迎え、料理やサービスの質の向上に努めているところでございます。計画に着手したばかりではありますが、8月末までの婚礼の件数が前年度の20件から31件に増加すると、そして売り上げベースでいきますと対前年同期比で184.3%の増加というふうになるなど、徐々に効果もあらわれているところでございます。

15ページをお願いいたします。

15ページに19年度の収支予算を記載しておりますが、収入、支出とも9億7,000万円余となっております。

以上、財団法人熊本テルサの平成18年度の決算及び19年度の事業計画につきまして御報告させていただきましたが、県といたしましても、経営改善計画に基づいて、営業力及び組織力の強化等、経営改善が着実に実施されるよう助言、指導をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、説明資料の10ページにあります報告第14号財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況についてでございます。

これにつきましても、別冊の経営状況を説明する書類により御説明をいたします。

資料の3ページからなんです。雇用環境整備協会は、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与するということを目的といたしまして、平成3年11月に設立された財団でございます。

当財団は、設立当初に県、それから県下の全市町村、主要企業から出資出捐をいただきまして、基金の運用益及び国等からの受託事業の収入で事業を行っております。

資料の3ページでございますが、平成18年度の事業状況報告でございます。

3ページから11ページまでが、平成18年度に実施いたしました事業を記載しております。この協会の事業は、1つには、協会の自主事業、それから2つには、国等からの受託事業の二本柱で構成されております。

3ページでございますが、まず、協会の自主事業として、1として、地域雇用の推進のための事業を実施しているところでございます。

(1)がUターンに対する助成でございますが、県内事業主に対するUターン費用助成として、Uターンの方を採用した中小企業主に対して、支出をした移転費用の一部をその事業主に対して助成をいたしております。7件で132万2,810円の助成というところが18年度の実績でございます。

それから、(2)に、企業経営や人材育成に関する講演会を、ここに記載しておりますとおり実施をしたところでございます。

4ページに移りまして、(3)県内再就職希望者に対する就職支援セミナーとして、パソコン操作、就職活動のためのノウハウを習得するためのセミナーを実施したところでございます。

(4)雇用関係の情報提供として、ホームページを運営し、印刷媒体への掲出、それからパンフレット等の作成、それからイベントへの出展等を実施したところでございます。

次に、5ページでございますが、この協会の実施事業の2つ目として、若年者の雇用推進に係る事業を記載しております。

(1)若年者の就職支援を一体的、総合的に行いますジョブカフェくまもとの管理運営を熊本県、それから労働局、雇用・能力開発機

構と共同して行い、6ページに移りまして、(2)中小企業の若手社員を対象として、若手社員の意欲向上、定着促進、スキルアップのための研修会を実施いたしました。そして、(3)職業観の醸成、県内産業への理解の促進、それから職業人基礎力のための冊子「働く若者のハンドブック」を作成、配布したところでございます。

資料7ページをお願いいたします。

7ページから11ページまでが、当協会の2本目の柱であります厚生労働省からの受託事業の実績が記載されております。

この受託事業は2つの事業から成っております、1つ目には、主に中高年の再就職支援のための事業を実施した地域求職活動援助事業でありまして、2つ目は、若年者の職業意識形成を支援する若年者地域連携事業、これを厚生労働省から受託いたしまして実施をしたところでございます。

まず、地域求職活動支援事業でございますが、これは、ハローワーク熊本・上益城・菊池の管内の主に中高年齢者の求職者の再就職のために、求人情報を収集し、提供いたしました。再就職のための販売士、訪問介護員の資格取得のためのセミナーを開催いたしました。加えまして、就職面談会対策セミナーを開催して、就職面談会を実施したところでございます。そして3つ目には、これらの事業の広報宣伝活動を実施したところでございます。

資料の9ページをお願いいたします。

厚生労働省からの受託事業の2つ目であります若年者地域連携事業でございますが、これは、さきに御説明いたしました協会の実施事業の若年者雇用対策事業が若年者一般に対する雇用対策であるということに対しまして、この受託事業は、主に、ニート、フリーター、それから若年離職者、こういう方々を主に意識をしまして、職業観、勤労観、社会観を形成して、就労過程へ誘導するというよ

うな事業を中心に構成されているところがございます。

具体的には、1つ目に、若年者からの相談を受け、カウンセリングを行い、2つ目に、就職に有利な資格取得のためのセミナー、就職面談対策セミナーを開催して、3つ目には、企業、学校、保護者の協力を得て、就職セミナー、職場見学会など、全部で12本の事業を実施したところがございます。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページが平成18年度の収支決算でございます。

まず、収入の部でございます。

決算額(b)の欄で御説明をいたします。

1の財産収入といたしまして基金運用による財産収入が5,200万円余、2の事業収入として国からの受託事業収入が5,500万円余で、当期の収入合計1億700万円余でございます。前期の繰越収支差額8,800万円余と合わせた収入合計は1億9,600万円余でございます。

13ページをお願いいたします。

13ページ、支出についてでございますが、これも決算額(b)の欄でごらんいただきたいと思っておりますけれども、事業費が6,700万円余、管理費が1,900万円余で支出合計8,600万円余、当期の収支差額2,100万円余のプラスでございます。次期繰越収支差額が1億1,000万円余でございます。

14ページから18ページに、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を掲げております。説明は省略させていただきます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

平成19年度の事業計画でございます。

当財団におきましては、設立以来16年目を迎え、社会・雇用情勢が設立当初とは大きく変化している中で、現在の雇用情勢に即応した事業、雇用開発に直接効果のある事業の実施ということを念頭に置きまして、平成19年度は、協会の実施事業として、1つには、地域雇用対策、2つ目には、若年者の雇用対策、

3つ目には、雇用に係る調査研究の3つの柱を立て、あわせまして、厚生労働省からの受託事業であります若年者地域連携事業も、昨年に引き続き実施するというようにしております。

1の地域雇用の推進につきましては、まず、Uターン者を採用した中小企業主に対して助成をし、2つ目に、企業経営や人材育成に関する講演会を開催し、3つ目には、再就職希望者に対する就職支援セミナー、こういうものを開催することにしております。

22ページをお願いいたします。

2番目の若年者雇用の推進のところですが、熊本県、労働局、それから雇用・能力開発機構とそれから当財団が共同して運営しておりますジョブカフェ、これが、平成16年度で1万2,272人、17年度1万5,967人、18年度1万6,716人と、順調に利用者が伸びているところがございます。就職した若者が500人を2年続けて超えている状況でもあります。したがって、熊本から遠い地域の若年者のジョブカフェ利用ができるなどの、なお一層のきめ細やかな実効ある就職支援を実施していくこととしております。

なお、中小企業若手社員に対するセミナーの開催、あるいは「働く若者のハンドブック」の作成、配布につきましては、後ほど説明いたします厚生労働省からの委託事業の中で本年度は実施することとしております。

次に、23ページでございますが、3つ目の雇用に関する調査研究でございます。

19年度の新規事業といたしまして、県内市町村の地域雇用創出施策、こういうものの推進を図るために、雇用関連の施策の実施に関して、県内市町村長の意識や課題に関するニーズ調査を実施することとしております。

24ページをお願いいたします。

24ページから26ページまでに、昨年度に引き続き行います厚生労働省からの受託事業、若年者地域連携事業を記載しております。

県下の職業安定機関、職業訓練機関、学校、商工団体等々地域の関係機関と連携をして、若年者に対する職業意識の形成支援、就労支援等を行うものでございまして、全14本の事業を予定しております。

27ページをお願いいたします。

27ページ、28ページが平成19年度の収支予算でございます。

当年度の予算は、公益法人新会計基準様式で作成しておりまして、前年度と若干表示の仕方が変わっております。

まず、収入につきましては、財産の利息収入と受託事業の収入を合わせて9,500万円余でございます。

次に、支出につきましては、事業支出の合計が、最下段のところの6,500万円余でございまして、管理費の支出が、28ページの上から4段目のところに記載しております2,600万円余りで、合計の9,100万円余となっております。

次期繰越収支差額は、最下段にありますように、8,300万円余を予定しております。

以上で財団法人熊本県雇用環境整備協会の18年度決算及び19年度事業計画についての御説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○池田和貴副委員長 今までの報告もこの分に含めるんですか。

○松田三郎委員長 あと、別にその他の報告もありますけれども。今までの説明すべて含めましての質疑で結構でございます。

○馬場成志委員 予算ではありません。予算の方は特にありませんが、今の報告事項につ

いて、まず、テクノインキュベーションセンターの方は、これは、いろいろ御苦勞なさつとるといふか、喜ばれとるといふふうに思いますが、その中で、やっぱり空室が出るというのが逆に不思議だなというふうに思っていますので、その1点。

それと、伝統工芸館については、稼働率は随分——展示室はもう1年じゅうということではありますが、会議室は2つ、53日と115日、多いときは、17年度なんかは88日と247日ということですが、この辺何かもういっちょ展示室に使ったらもっとたくさんの展示ができるのかというようなことですか。テルサも支配人でお客さんがふえておりますので、館長がおらぬ間の方が出費が少なかったでよかったというふうな話にならぬように、館長に頑張るごつちよっと言うとってもらわんなと思います。

それと、済みません、もう1つは、荒尾産炭の方ですけども、これは私がちょっと聞き漏らしをしとったかもしれませんが、33ページの(2)の助成事業、事業費合計というのは2億5,000万円になつとるといふふうに思いますが、これは増額したのか、それとも、これまでが実績が余り上がってないのかな、どっちなのかなということ。

3点、お願いしたいと思います。

○松田三郎委員長 まず、前田課長からですね。

○前田産業支援課長 馬場委員御質問のテクノインキュベーションセンターの空室の関係でございますが、ただいま1室が現状では空室でございまして、10月には、この1室は埋まる予定とはなっております。ただ、そのかわりまた10月には、ここで事業立ち上げがうまくいきまして、大きく土地を購入して、新たな展開をしたいというふうに考えておられる企業もございまして、1室、ま

た空く状況になろうかとは思っております。

インキュベーションだもんですから、事業を始められて、うまく育っていく会社もごさいますれば、途中で挫折して退去される企業もあられるということで、18年度におきましては、ややそこら辺、入居、退去のタイミングが合わない期間がちょっと長うございましてということでごさいます。

それから、あわせて、荒尾産炭の方もよごさいますでしょうか。

○松田三郎委員長 どうぞ。

○前田産業支援課長 平成19年度の助成事業の事業費合計2億5,000万円でごさいます、これは説明で申し上げましたが、産炭地域活性化基金特別会計というのが、今まではこの原資は、一般会計のところの基本財産と10億円を置いておりまして、その運用益、運用益だもんですから、最近は年間1,100万円程度でごさいました。それに基づいてできる事業といいますと、ソフト関係の調査をやりますとか、そういったものが主であったわけですが、今般国の補助制度が変わりまして、その10億円が5年間で取り崩しができると。逆に言いますと、5年間で取り崩さぬで残ったらこれは国庫に返しなさいという話になつるわけですが、そういう変化がございましてだもんですから、その10億円につきまして、今後5年間で積極的に使っていくということを考えまして、この助成事業の2億5,000万円、予算の大きなものとしましては、9,200万円ほどを万田坑及び万田坑周辺地域の整備事業に充てるということと、それから市道を新設、市道新設といいますのは、工場適地があつて、そこへのアクセス道路が非常に不便だもんですから、そこに新しく市道を建設するという事業で6,000万円でありますとか、それから荒尾市の工業団地の基盤整備事業としまして光ケーブルを設置しますとか、それが1,500

万円程度でごさいます、そういった大規模な助成を今年度から開始するというごさいます。

○守田観光物産総室長 観光物産総室でごさいます。

先生御指摘のように、2つの会議室がございまして、1つは、実は2階でごさいますので、こちらの方はなかなか使い勝手が悪いということでごさいます。地下の方にありますのが170平米ぐらいありまして、これは、先生御指摘のとおり、もっと使い方を考えていいのかなということで、現実にも相当数展示室として使っておりますが、地下だもんですから、ちょっと外の採光関係で問題があるようでごさいます、今御指摘のように、この辺を展示室にかえられないかどうか、ちょっと向こうの財団法人とも議論をしてみたいと考えております。

○松田三郎委員長 ほかにございせんか。

○城下広作委員 済みません、ちょっとグラメンッセのことで確認させてください。

稼働率なんですけれども、土、日は結構何かよくイベントでやっているけれども、普通の日なんていうのは、結構大きいブースだから利用者の稼働率は実際どうなんでしょうか。

○宮尾商工政策課長 確認でごさいます、ただいまの御質問は現在のということでごさいますか。

○城下広作委員 現在のです。

○宮尾商工政策課長 この報告ではなくて。

○城下広作委員 はい。

○宮尾商工政策課長 昨年の実績を見てもと大体50%、これは面積稼働でございますけれども、面積に対してでございますけれども、大体50%を切る。昨年は指定管理者が初めての年だったものですから45%という報告を受けております、全体の面積稼働といたしまして。おおむね、あそこのグランメッセの場合、大体50%の稼働というのが一つの目安になっておりますが、昨年は、若干ですけれども、交代の関係もありまして5%下がったというようなことでございます。

○城下広作委員 指定管理者になる前と管理者になってからのスタッフの数というのはどのくらい、ちょっと。スタッフというか、いわゆるあちらに從事されている方の数、これはどうなんでしょうか。

○宮尾商工政策課長 細かい数字、後ほど御報告しますが……。

○城下広作委員 大体でいいです。

○宮尾商工政策課長 ほぼ変わっておりません。ただ、経営的に財団から民間に移行したということでございますので、多少その辺機動的に人を使っているということは聞いております。

○城下広作委員 面積稼働率で約半分だから、結果的には、利用者というか、なかなかあそこを利用するというのは、大体企業というか、大口しかないんでしょうけれども、この辺のPRというのはい具体的にどういことを考えて取り組まれているのかというのはい。

○宮尾商工政策課長 グランメッセのPRということでよろしゅうございませうか。

基本的には、グランメッセもセールスでござ

います。セールスの職員がおりまして、いろんな企業でありますとか——もちろん自分のところで自主企画をしてそれを実施する場合もございませうが、基本的には、いろんな県内の企業でありますとか、そういうところにセールスして回っている。非常に規模が大きいものですから、なかなか使ってくださいというPRよりも、企業に入り込んで、それをセールスしているというのが実態でございます。

○松田三郎委員長 RKKの子会社か何かですかね、指定管理者は。

○城下広作委員 だったですね、今そういう形。

○宮尾商工政策課長 はい。

○濱田大造委員 インキュベーションセンターで質問なんですけれども、今までで実際にどのくらいの企業が巣立っていったのかなと。実際に成功したというのはどのくらいの率に及ぶのかなと。

○前田産業支援課長 この施設立ち上げ、13年につくりまして、これまでの間、16社入室をしております。現在16社入っております。8社が、今現在まだ入っております。巣立っていったといひませうか、出ていきましたのが8社でございます。

その中で3社ほどは、福岡に進出して新たな展開をした企業さんとか、それから、もっと規模の大きいこうい貸し工場に行かれたとか、それから、新たな事業展開のために前向きに出られたといひところ、大体今申し上げましたよな事情で3社ほどございませう。あと、5社ほどは、さっきちょっと申しましたが、夢半ばでといひところもございませう、現実には。

今、8社残っておられますが、大体順調に
いっとるわけですけれども、さっきこれも申
し上げましたが、1社は、新たな用地を自社
で取得して今後展開をさらに図っていこうと
いう企業さんがおられるという状況でござい
ます。

以上でございます。

○濱田大造委員 私も担当部署の方から説明
を受けたことがあるんですけども、結局熊
本県で成功してもらって、成功したら東京に
行っちゃうとかになったら非常に困ると思
うんですね。ぜひよろしくをお願いします。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 予算についてお尋ねしま
す。

工業団地施設整備事業、この全体像とかを
ちょっと知らせていただけませんか、面
積とか総事業費とか。

○小野上企業立地課長 現在、益城町で整備
中の臨空テクノパークについての御質問で
ございますが、全体面積は24.8ヘクタールで
ございます。これを現在整備にかかっている
んですが、全体の予算といたしましては、今
回補正予算をお願いしておりますけれども、
これを含めると、トータルで27億1,800
万円ぐらいの予算になるかというふうに思
っているところでございます。

○田代国広委員 この財源の内訳の中のその
他の財源、79万5,000円ですか、これ
はどういった内容ですかね。

○小野上企業立地課長 基本的には、工業
団地の整備については、いわゆる地方債で
賄うわけなんですけど、地方債の単位が100
万円単位なものですから、それで、100万
円未満の7

9万5,000円につきましては、この特別
会計の中にプールしております繰越金等々
で対応するというところに、これはもう事
務的な都合でそういうふうにさせていただ
いているところでございます。

○松田三郎委員長 よございますか。

○田代国広委員 はい。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 荒尾の産炭地域振興セ
ンターの活動状況ですが、この事業報告
の中にも書いてありますように、産炭法
の失効、それから新たな激変緩和措置、
そしてまた、改めてこの基金運用に対
する事業展開、この5年間で使い切る
ということの中での今動きをしている
わけですが、具体的じゃなく総論とし
て、この間のこういう取り組みという
のが荒尾地域、特に荒尾市を中心とし
てどういうぐあいこの事業そのもの
の効果について考えておられるのか。

そして、いよいよ最後の段階に入
りつつあるわけですけれども、この事
業そのものが、例えば夕張等を見な
がら、非常に厳しい地域の実態だ
というふうに今承知しているわけ
ですけれども、ただ、荒尾の場合
には、単純に荒尾市だけではなくて、
隣の大牟田市を含めた同じ状況に
あるわけですし、そういう意味で、
今後いよいよ詰めの段階に
来ているこの事業が、大牟
田市あたりとの連携というものを
視野に入れて、どういうぐ
あいに国の支援がなされて
きているのか、今後のいよ
いよ着地に立った事業展
開についてどういうふう
に考えているか、総論で
結構ですから、見直し
等を含めて御説明いただ
ければというふうに思
います。

○前田産業支援課長 荒尾地域の振興策につ

きましては、説明で申し上げましたように、産炭地域活性化基金につきましては、この10億円につきましては5年間で使い切る形と。

あと、新産業創造等基金という10億円がまた別途ございますが、これは、取り崩し型ではあります、期間の設定はないということもあまして、当面、荒尾市の振興策としましては、5年間で産炭地域活性化基金の方を集中的に使って効果的な企業誘致、基盤整備でありますとか、そういったものへの集中的な活用を図って、それとあわせて、ある程度長期的に新産業創造等基金を使って振興を図っていくというような考え方でおります。

大牟田市との提携等につきましては、長期的な視点で今後連携を図っていく必要、企業誘致等の連携とか、そういったものも含めて考えていく必要があるのではないかとこのふうには思っております。

○鬼海洋一委員 非常に困難な、全国どこを見ても大変厳しい状況であることは変わらないわけですし、私もずっと見てきて、これは、あそこのさまざまな地域振興策、ことごとくに失敗をしてきているという、特に県関係がタッチをしている事業の中でもそういう歴史的経過もある地域であります。

ただ、隣の大牟田市と同じ経済圏の中で協力してやるべき事業というのがあるんじゃないのかなというふうにかねがね思っていたわけですが、できるだけその辺も視野に入れながら、お互いに効果ある方法をぜひ導き出していただきますように、この際お願いしときたいと思います。

○松田三郎委員長 ほかにございますか。

○城下広作委員 1点だけ。

確認の意味で、ちょっと例の臨空テクノパークの部分のこの区画の分なんですけれども、これは、企業誘致のときには1区画なの

か、複数区画で大体考えて、どっちだったですか、ちょっと確認させてください。

○小野上企業立地課長 基本的には、1区画ということで想定をしておりました。ただ、1区画全部買ってくれる企業が出てくるかどうかというふうなこともあります、それでも2区画程度ということで、基本的に1区画を目指して企業誘致頑張っていきたいというふうに思っております。

○城下広作委員 20年度には分譲という形で、先ほど数社というところがあるという話も聞き、また期待をしたいんですけども、ある程度大きな確率が高いという、今でもまだいろいろ交渉の段階で言えないと思うんですけども、ある程度、もう来るのは間違いないとか、その辺のニュアンスはどのくらいまでちょっと言えるのか。大体私もいろいろうわさでは聞いているんですけども、ちょっと言えるようなところまで。

○小野上企業立地課長 まだ確定しているわけではありませんので、これは私どもも規模も含めての感触なんです、非常に、空港から徒歩でも10分か15分程度ということで、立地条件がいいということで、立地性に関してはかなり複数の、私どもがアプローチした企業からは評価をいただいているということでございます。

あとは、その企業の投資するタイミング等もあると思いますけれども、いずれにしても、早い時期に、私どもとしては1社もしくは2社程度を誘致したいというふうに考えているところでございます。

○城下広作委員 大変雇用にも影響するということと、今熊本に若い人たちが、今から就職をしようとする人たちが、ある意味ではそういうところに何が来るんだろうかと、そう

いうところに就職したいなという気持ちを持ち、期待する方が当然多いわけですから、そういう情報が早く出せるような状況になると、そのことを目指して頑張ろうというような人材もまたある意味では励みになるということで、この辺のタイミングが非常にある意味では期待感というのがあるんじゃないかということで、ちょっと質問しました。よろしくをお願いします。

○松田三郎委員長 もちろん後ほどその他も用意してありますので、一たんこれで質疑を終了させていただきたいと思えます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第3号について、一括して採決したいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回新たに本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査いたします。

今回新たに付託された請願は、請第9号の1件であります。

請第9号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。

中小企業を取り巻く環境は大変厳しく、今回の請願にもございましたように、近年中小企業の経営者の高齢化の進展に伴う事業承継の問題は深刻化しております。

請願に上げられております相続税負担の軽

減、取引相場のない株式の評価方法の見直し及び民法の遺留分の改善につきましては、現在国においても検討が進められておりまして、先般、8月でございますが、平成20年度の税制改正に関しまして、経済産業省からも、これらについての改正意見が財務省等に出されたところでございます。

県といたしましても、7月に行いました国への政策提言の中で、熊本県中小企業振興基本条例の趣旨に沿った雇用、中小企業対策の充実といたしまして、税制面も含めまして中小企業への総合的な対策を提案しているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 ただいまの説明に関して質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、請第9号について採決に移りたいと思えますが、継続、採択、不採択がございしますが、いかがいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第9号を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第9号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第9号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。

そこで、意見書(案)につきまして作成しておりますので、事務局に配付させたいと思えます。

(意見書配付)

○松田三郎委員長 事務局にはもう朗読させ

ませんので、委員それぞれで目を通していただきたいと思います。——御一読いただきましたでしょうか。

意見書(案)について御意見があれば、どうぞ。

○山口ゆたか委員 記の1番の文章なのですが、事業用資産に係る相続税は5年程度というかなり薄い表現になっているんですけども、一定期間だけでいいんじゃないかなという気がしないでもないんですけども、一定期間の事業継続を前提に非課税、なぜ5年というのが記載されているのか、実は請願の内容でもちょっとわからぬやつたんですけども。

○松田三郎委員長 請願の文言どおりではありますが、5年程度というのに何か意味が特段あるのかどうか。

○宮尾商工政策課長 この請願に関しての意見ではございませんが、国の方で議論されている中で出ておりますのが、法人税の繰り延べ期間が7年と、それともう1つ、5年という案が2つ出ておまして、今一般的に言われているのは5年または7年という書き方で出してあるようでございます。今回、この請願の方で5年程度と書かれているということでございます。この請願の説明というよりも、ではなくて、現在の国の議論ということで説明させていただきます。

○山口ゆたか委員 5年という議論があります、5年程度と別に書かずに、一定期間でいいんじゃないかなと思いますが。

○城下広作委員 短い方が柔軟にある意味じゃ切りかえができて。請願書の趣旨もそういうふううたってあるから。

○松田三郎委員長 じゃ、よございますかね。ほかにございせんか。

それでは、この案で委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 それでは、そのように取り計らいたいと思います。

次に、その他の報告事項に入ります。

執行部から報告の申し出がっておりますので、まずそれぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、宮尾商工政策課長から順次報告をお願いいたします。

○宮尾商工政策課長 それでは、説明させていただきます。

報告事項資料の1ページをお願いいたします。

県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告についてでございます。

県出資団体等に対する県の関与の見直しにつきましては、県出資団体等に対する県の関与に関する指針に基づき、各部局ごとに、平成17年度から21年度までの5年間の実行計画を策定し、取り組みを進めているところでございます。

県全体の見直し状況につきましては、総務常任委員会に報告されることとなっておりますが、財政対策特別委員会からの申し送りによりまして、当部が所管する12団体につつま

して、私の方から一括して報告させていただきます。

資料、表形式にしてございますが、左から団体名、それから実行計画の方向性、それから取り組み状況、代表者等への就任状況の見直し、県職員の派遣の見直し状況、県費支出の見直し状況となっております。

まず1番、熊本県伝統工芸館でございます。

財団法人熊本県伝統工芸館につきましては、方向性としては、県の関与を縮小して存続することとしております。18年度から伝統工芸館の指定管理者となっておりますが、次回、指定管理者指定時までに関係団体と協議の上、民営化を目指した取り組みを行うということとしております。団体代表者、監事への県職員就任状況につきましては、平成17年度まで理事長、監事に就任しておりましたが、いずれも民間と交代しております。県職員の派遣、公の施設管理委託料を除く県費支出につきましては、ごらんとおり削減を行っているという状況でございます。

2のグランメッセ熊本でございますが、先ほど報告させていただきましたとおり、今年の7月31日付で解散いたしまして、清算手続を完了したところでございます。

3のくまもとファズでございます。

くまもとファズ株式会社につきましては、民営化を視野に関与を縮小することとしておりましたが、昨年9月1日に資本金が従来の15億3,500万円から3,000万円に減資されたことに伴い、県は出資額を従来の4億円から200万円に縮小するとともに、商工観光労働部長の同社取締役への就任を取りやめるなど、計画どおりに同社への関与を縮小しております。県職員の代表者等への就任、県職員の派遣及び県費の支出はございません。

4番目の財団法人荒尾産炭地域振興センターでございます。

当財団につきましては、実行計画において県の関与の継続が必要であるとしておりまし

て、旧産炭地域振興のため、財団、荒尾市、県が連携して、有効な事業展開を図っていくこととしております。県職員の代表者等への就任、県職員の派遣及び県費支出はございません。

5番のくまもとテクノ産業財団でございます。

財団法人くまもとテクノ産業財団につきましては、県の関与を縮小して存続させることとしております。昨年策定いたしました産業支援体制の整備強化に係る基本構想を踏まえ、引き続きその中核的役割を担うべき当財団の組織体制についても検討することとしております。代表者等への県職員の就任につきましては、従前より知事が理事長に就任しておりますが、同財団を含む産業支援体制を整理する重要な時期であることを考慮し、引き続き検討課題としてまいります。県職員の派遣につきましても、当財団の組織体制について検討する中で、財団職員の育成を図りながら適切に対応してまいります。県費支出につきましては、補助金、委託料の見直しを行い、削減を図っているところでございます。

6番のテクノインキュベーションセンターでございます。

株式会社テクノインキュベーションセンターにつきましては、実行計画において県関与の継続が必要としており、センター、独立行政法人、中小企業基盤整備機構、県が連携しながら、創業予定者や創業間もない起業家に対して必要な支援を行ってまいることとしております。県職員が就任しておりました監査役につきましては民間と交代しております。県職員の派遣及び県費支出はございません。

7番の熊本県起業支援センターでございます。

当財団につきましては、実行計画において県関与の継続が必要としており、財団と県で連携しながら、起業支援のため、必要な施策を推進してまいります。代表者等への県職

員就任につきましては、平成17年度まで知事が理事長に就任しておりましたが、18年度は、4月に商工観光労働部長と交代しております。県職員派遣につきましては、県の施策と連携した事業執行の観点から、1名の派遣を行っております。県費支出につきましては、同財団は、収益事業がないことから、従来から最低限の運営費補助を行っているというところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。

8番の熊本県信用保証協会でございます。

熊本県信用保証協会につきましては、信用力に乏しい中小企業者の資金調達のために、県が財政的関与を縮小しつつ存続させるということにしております。県職員が就任しておりました監事につきましては民間と交代しております。県職員の派遣についてはございません。県費支出につきましては、県の損失補償及び保証料補助の見直しを行い、削減を図ったところでございます。

9番の熊本県観光連盟でございます。

社団法人熊本県観光連盟につきましては、実行計画に基づき、平成18年4月に熊本観光推進協議会と統合いたしまして、効率的な観光宣伝活動を実施しているところでございます。代表者等への県職員の就任についてはございません。県職員の派遣につきましては、県の施策と連携した事業執行の観点から1名の派遣を行っております。県費支出につきましては、補助金等の見直しを行い、削減を図っているところでございます。

10番の熊本県物産振興協会でございます。

社団法人熊本県物産振興協会につきましては、県の関与を縮小して存続させることとしており、昨年度、経営体質の強化を図るため、検討会を協会内に設置いたしまして、事業や財務体質の見直しを行ったところでございます。代表者等への県職員の就任につきましては、平成17年度まで知事が会長に就任してお

りましたが、平成18年6月に民間と交代しております。県職員の派遣につきましては、協会の会員には中小企業者が多く、会員のみで県産品の販路拡大を図るには限界があることから、本部に2名、東京支部に2名の派遣を行い、支援をしているところでございますが、今後、協会の財務体質の強化を図り、派遣職員数の削減を目指したいと考えております。県費支出につきましては、補助金等の見直しを行い、削減を図ったところでございます。

11番の熊本県雇用環境整備協会でございます。

当財団につきましては、県の関与を縮小して存続させることとしており、計画に基づき、県の人的関与を大幅に縮小してまいりました。代表者等への県職員就任につきましては、平成17年度まで知事が理事長に就任しておりましたが、平成18年4月に民間と交代しております。県職員派遣につきましては平成17年度から取りやめておりまして、県費支出もございません。

12番が熊本テルサでございます。

財団法人熊本テルサにつきましては、県の関与を縮小して存続させることとしており、先ほど同財団の経営状況の説明にもございましたが、厳しい経営環境から、昨年度財団において経営改善計画の策定が行われ、現在この計画に基づく経営改善に取り組んでいるところでございます。代表者等への県職員就任につきましては、平成17年度まで副知事が理事長に就任しておりましたが、平成18年4月に商工観光労働部長と交代しており、監事につきましても民間と交代しております。県職員の派遣、県費支出はございません。

商工観光労働部における県出資団体等の見直し状況につきましては、以上のとおりでございます。おおむね計画どおりの見直し状況と考えておりますが、当部の出資団体は、いずれも中小企業振興や雇用労働対策を目的としたものでございますので、計画に沿った見

直しは当然ながら、県の商工労働行政と連携をとりながら、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。

報告資料3ページ、責任共有制度導入に伴います県融資制度の取り扱いについて報告をさせていただきます。座って報告させていただきます。

まず、責任共有制度についてでございますけれども、1の責任共有制度の概要に記載しておりますように、信用保証協会の保証つき融資につきましては、これまで貸し倒れリスクにつきまして信用保証協会が100%保証していたものを、今回、当該リスクの一部、20%ですが、これを金融機関にも負担させようというものでございます。これは国におきまず信用補完制度の見直しの一環として行われるものでございまして、来月、10月から導入されます。

この責任共有制度が導入されますことによりまして、信用保証協会の保証料は、負担割合が減となりますことから、経営状況が標準的である利用者層では0.2%保証料が引き下げられますけれども、これに対しまして金融機関が新たに負担することとなりますリスク負担分については、融資利率に反映させるというふうな必要が生じてまいります。

以上のようなことから、県の制度融資につきましても融資利率を見直したものでございます。

2の見直しの内容についてでございますけれども、新たに金融機関が負担する貸し倒れリスクにつきましては、現在の融資利率に上乗せすることといたしまして、その上乗せ率は、県制度融資におきますこれまでの信用保証協会の代位弁済の実績、また利用者への影響等を勘案しまして、保証料の標準的な引き

下げ幅、これが0.2%でございますので、これに見合う上乗せ率0.2%としております。

そこに金融円滑化特別資金の場合を例示しておりますが、信用保証協会の全国基準でございます基準保証料で見た場合ですが、標準的な区分では、利用者が負担する最初のトータルの負担率では変わらないというふうな状況となります。ただ、利用者の経営状況によりまして保証料区分の違い、ないし基準保証料に対する県補助の割合の違い等におきまして違うところがございまして、利用者によっては多少違ってはまいります。ただ、トータルの負担率としては、全体としてはおおむねこれまでと同様な状況とはなりません。

次に、3の責任共有制度の対象外となる資金についてでございますが、当面の措置として、責任共有制度の対象外となるものがございます。連鎖倒産防止や災害関連等のセーフティーネット保証、また、小規模企業者に配慮し、今回新たに設けられます小口零細企業保証というものがございまして、そういったものが今回の責任共有制度の対象外となりますが、今回それに対応する資金も新たに設定をしております。また、今申し上げました責任共有制度の対象外となる資金につきましては、これまでと同様、信用保証協会によりまして100%保証ということになります。

以上申し上げました見直しの内容につきましては、来月、10月の融資から適用されるということになります。

次のページに10月から、来月から適用されます改正後の制度融資の一覧をつけております。新設される資金ないし融資利率、保証料率を書いたところで記載をしております。あとのところは同じでございます。後ほどごらんいただければと思います。

報告は以上でございます。

○守田観光物産総室長 観光物産総室でございます。

御説明を始めます前に、先ほど委員会が始まります前、事務局よりお話がございましたとおり、急遽資料を差しかえさせていただきました。御迷惑をおかけいたしました。

一昨日、統計でございますので、お願いをしておりました町村より、韓国の宿泊客数の欄を間違っ、ほかの国の欄と間違っという趣旨の報告がございました。至急差しかえしたところでございます。総数には何ら影響はございませんので、御説明をさせていただきます。

資料の5ページでございます。

平成18年度熊本県観光統計の速報値について御説明申し上げます。

本件は、県が市町村の協力を得まして毎年独自に集計しているもので、今回は、平成18年の1月1日から12月31日までを調査期間とした観光、レクリエーション施設や祭り、イベント集客数、宿泊施設の宿泊客等をまとめた速報値でございます。

正式な報告につきましては、例年どおり、11月中旬を予定しているところでございます。

まず、平成18年の本県の観光客数についてでございます。

宿泊客数は、前年より29万人ふえまして、前年比4.6%増の672万人となっております。これは、平成13年以来、5年ぶりの増加となりました。日帰り客も、前年より64万人ふえ、前年比1.2%増の5,541万人となり、宿泊客と日帰り客数を合わせました宿泊観光客総数は6,213万人と推計をしております。前年より93万人の増加、対前年比1.5%の増となります。これは、平成15年以来、3年ぶりに増加に転じたものでございます。うち、外国人宿泊者数は11万人増、前年比にいたしまして63.3%増の29万人、日帰り客数は40万人増、前年比109%増の77万人と大きく伸びております。

次に、本県の状況でございます。概況でございますが、観光客数増加の大きな要因とい

たしましては、昨年度のゴールデンウィークの暦が非常に良かったということと好天に恵まれたこと、また、熊本城築城400年のプレということの宣伝効果並びに各地域の物産館などの盛況が挙げられます。

また、外国人宿泊者数につきましては、平成13年度以来増加しておりますけれども、平成18年度は、過去最高でございましたハンドボール選手権があった平成9年をしのぎまして、過去最高となっております。要因といたしましては、国が実施しておりますビジット・ジャパン・キャンペーンに合わせた関係機関と連携した誘致活動、効果的なセールスプロモーションを実施した成果があらわれてきたものと考えております。

次に、参考といたしまして、全国的状況を出しております。

全国的な状況につきましては、国交省が出します平成19年度の白書によりますと、18年度における国民1人当たりの国内宿泊観光旅行は、回数、それから宿泊数とも前年より減少しているとしております。国は数字は出しませんが、このように1人当たりの回数、宿泊数を出すことになっております。

なお、外国人の旅行者につきましては、これはパスポート等でわかりますので、733万人ということで、対前年度比0.9%増と、やはり過去最高となっております。とりわけ韓国からの訪日客は、21%増の212万人との極めて高い伸びで、8年連続で首位を占めており、以下、台湾、米国、中国、香港の順となっております。

裏面をお願いいたします。

裏面には、市町村ごとの宿泊客数ベストファイブについて出しております。前年と同じ順位となっております。

次に、施設ごとの入場者数ベストファイブについては、1位から3位、5位の施設は変わっておりません。前年から8万人増加の阿蘇ファームランドは、平成8年以来、11年連

続のトップとなっております。

続いて、祭り、イベント集客数のベストファイブでございます。

1位から3位までの順は変わらず、4位に、昨年より18万人の集客を伸ばしました一心行の桜がここで入ってきております。

最後の6でございます。

外国人宿泊者数のベストファイブでございますが、全体の64%を占めます韓国が、対前年比79.2%増で、平成12年以来、7年連続のトップとなっております。

以下、熊本県におきましても、台湾、米国、香港、中国の順で、全体の9割を近隣アジア諸国が占めております。とりわけ激増しています韓国につきましては、阿蘇、熊本城といった代表的観光地に加えまして、温泉、ゴルフの旅行先としての認知度の向上、最近のウォン高を背景とした韓国旅行者による積極的な旅行商品造成等が追い風になっているものと理解をしております。

なお、観光消費額につきましては、現在精査集計中ございまして、例年どおり、11月中旬に発行いたします予定の18年度観光統計において公表することといたしております。

以上でございます。

○松田三郎委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○鬼海洋一委員 簡単に3点だけ質問したいと思いますが、まず、これはどこで扱うのか……。

原油高が続いているんですね。石油等についても、またさらに高くなるという見通しのようですが、今後の、これは農林水産部の話、農業のハウス栽培等非常に困難な状況になりますが、特に、本委員会の中では、トラック業界含めて運輸部門というのが大変打撃を受けるんじゃないかというふうに思っ

ているんですが、これらに対する今後の見通しを含めた中での対策というものを幾らか考えておられるのかという1点です。

それからもう1つは、小野上さんのとこの企業立地、非常に大きな成果を上げていただいております、総体としては大変感謝すべき状況だというふうに思うんですが、先般、県南の議員団の会合を行いまして、南北格差が非常にこの部分で出てきているんじゃないかというような、そういう議論も行われているところですけども、特に県南に対するそういう意味での企業立地の配慮というものが幾ら考えておられるのかということと、それから、相当まだこの団地造成をされた中で空いているところがいっぱいあるんですね。今回は、この臨空にかかわる新たな団地造成の予算が計上されるわけですが、これまでの塩漬けみたいになっているところに対する対応というものを幾ら考えておられるのか、そういう意味での今後の企業立地のあり方の問題について、これ、2点目の質問です。

それから3番目は、これは昨年の9月代表質問の中でも取り上げた課題ですけども、環黄海経済・技術交流会議、これが、聞くところによりますと、まさに、私質問した者としてはまことにありがたいことですけども、11月ですか、この熊本市で第7回のこの総会が行われると、そしてそれには、中国や韓国等から100人を超える、100人を超える方々がお越しになると、そして、その会議終了後には、貿易にかかわるさまざまな交流といえますか、こういうのが行われると、こういうことを聞いているところですけども、今回、特にこの第7回を熊本市で開くということに対しての意義と、この現地熊本としては、特に何を求めて、この点だけはこの中でぜひ成果を上げたいというふうに思っておられることがあれば、ぜひお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○宮尾商工政策課長 1点目と3点目について御説明させていただきたいと思えます。

まずは1点目の原油価格高騰に対しましてでございますが、これは昨年から、先ほど御指摘いただきました鬼海委員からの質問等もございましたが、原油高騰の動きがございまして、昨年原油価格高騰に関する庁内連絡会議というものを設置しております。関係課といたしまして、地域振興部、環境生活部、農林水産部、土木部等含めまして、こちらの方で連絡会議というものを設置いたしまして、情報収集、それから影響把握、それから国の関連対策の動向把握、関係団体等による連携、情報収集といったものを進めてきたところでございます。

今年度に入りまして、さらに、御指摘のとおり、原油価格高騰進んでおります。これに対しまして、8月には庁内の連絡会議の作業部会という形で開いております、こちらの方でも、先ほど申し上げましたような連絡方法、収集、それから対策等について検討しているところでございます。

原油価格上昇に係る商工業者への影響ということで私どもでまとめておるところでございますが、県内商工業者への影響といたしましては、平成16年度6月から、もう3年ぐらい前から原油価格というのは上昇しておるわけでございますが、県内商工業者の中でもトラック運送業への影響は大きく、協会の方からも要望がなされているという状況でございます。

商工観光労働部の対応といたしまして、原油価格上昇に係る相談窓口を設置しております。こちらの方は8月7日からでございますが、県内の主要商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会に特別相談窓口というものを設置いたしまして、経営指導員が原油高の影響を受けている商工業者に対して相談を受けるといった形をとっております。

そのほか、商工会議所等でもアンケート調査を実施しております、影響が出ていると、あるいは今後影響が出るだろうという、予想しておるもの合わせまして、88%という高い、90%に近い関係者がそういった回答をしているところでございます。

こうしたことに対しまして、もう1点は、原油価格上昇によって影響を受けている中小企業への融資というものを部内で考えております。原油高によって経営に支障を生じて融資が必要な商工業者に対しましては、平成17年度から、県の制度融資資金でございます金融円滑化特別資金によって対応を行ってきているということでございます。これまでの実績で、累計で13件あるようでございます。18年度は11件ということでございます。

今後の対応といたしましては、こういった庁内の連絡組織、それから私どもの商工観光労働部内の関係機関と連携をとりながら、情報収集、影響調査等も把握していきたいと考えておりますし、必要に応じて、相談業務、それから融資での対応ということを考えているところでございます。

以上が1点目でございます。

3点目でございますが、環黄海経済・技術交流会議の件でございます。

こちらの方、委員の方から発言の機会をいただきましたので、若干説明させていただきます。

6月の委員会でも環黄海経済・技術交流会議の説明は申し上げたんでございますが、実は7月に、中国、韓国から、事務レベルの視察団といいますか、現地確認が行われまして、環黄海の交流会議の熊本会合が正式に確認されたという状況でございます。それを受けまして、7月末の知事の定例会見で発表させていただいております。

会議の目的といたしましては、九州、韓国、中国の環黄海地域において経済・技術交流の一層の緊密化を図るため、関係政府機関、自

治体、経済団体が一堂に集い、環黄海地域の総合発展のあり方、総合交流の円滑化と拡大方策について協議することにより、貿易投資、技術交流等の、ここが一番重要かと思うんですが、実体経済の推進による関係環黄海経済圏の形成を目指すということで、この会議、先ほど委員のお話にもありましており、今回で7回目ということでございます。

会議は、11月の26、27日の2日間、熊本市内で開催されまして、本会議と、それから6つのフォーラム、セミナー、こちらの方は、大学関係者あるいは政府機関といった方々を中心とした会議でございます。これに合わせまして、本県は、先ほどの実体経済ということではございませんが、実際にそういう韓国、中国との経済交流をこの機会にやろうということで、韓国、中国の政府機関にも働きかけまして、観光物産展示、商談会というものを、これは熊本県が主催して開催するというようにしております。物産の関係バイヤー、中国、韓国から、それぞれ政府機関を通しまして、招聘いたしまして、県内の企業との商談を進めると。それから、観光面におきまして、先ほど、これも委員の方からお話ございましたとおり、会合の後県内を見ていただくということで、ツアー等も予定しております。

それから、熊本開催の意義は何かということでございますが、まさに、やはりこの交流会議の中身、これにつきましては、もう申し上げるまでもなく、こういった技術、実体経済にもこの3カ国で、特に九州でございますが、促進していくということでございますが、本県といたしましては、やはりこの機会に何よりも、韓国、中国の政府関係者、経済関係者に対しまして、熊本の認知度を高めたいと考えております。先般の事務レベルの会合でも中国、韓国の関係者とも話をしましたが、やはり九州で福岡に次いで大きい町であるという認識は非常に持ちでございますが、じゃあ何があるかということ、なかなか思い浮か

ばないと。これは、本県の中小企業者が海外に出ていくときも、熊本という名前でも、やはりいきなりは無理かもしれませんが、上海なり韓国でも、熊本という名前でも、できればもうすぐ通じるような、そういったものにしていくべきであろうと考えております。

ということで、この機会を熊本をPRする機会ということで、先ほどの商談会でありましてとか県内の観光物産のツアーでありますとか、こういったものを精力的に、今回、部といたしましても展開したいと考えております。

また、これは11月でございますので、また、直前にはこの会議そのもののPRもして、熊本の方でももちろん認知していただくように努めたいと考えております。

以上でございます。

○小野上企業立地課長 ただいま鬼海委員の方から、企業立地に対する1点目、南北格差というようなことでございました。

昨年度、立地協定いたしました40件のうち、熊本市より南の方で進出したのが11件ございました。そういう意味では、例年から比べますと、県南部の方にも企業立地が進んできているというふうな印象は持っております。しかし、依然として、御指摘のように、菊池郡を中心とする県北部に企業立地が集中しているという現実には現実としてあるわけでございます。

それぞれの地域の方々といろいろ意見交換をしておるんですが、やはり受け入れる市町村によっても、企業立地に対する姿勢、あるいは受け皿としての整備、体制、それが県北と県南ではある程度差があるのではないかなというふうに思っております。

企業立地に際しましては、委員御承知のように、土地の問題でありますとか雇用の問題、それから交通アクセス、それから行政としてのいわゆるインセンティブといえますか、そ

ういったものを総合力として地域間競争をやっているわけでございますけれども、非常に企業立地が進んでいる県北では、やっぱり自治体、市町村でも、かなり積極的な体制を整えたり、インセンティブなんかも相当力強い用意をしているというようなところもございます。そういった、なぜ南北の格差があるのかという具体的な検証を一つ一つやりながら、そういった意見交換を実は県南の市町村の方々と今やっております。

つい先般ですが、委員長の地元であります人吉、球磨の方で、企業立地の担当課長さん方と丸一日そういう意見交換をいたしまして、どうすればこの県南地域にそういう誘致の可能性あるのかというふうな意見交換をさせていただきました。私ども企業立地課の方でも、いわゆる企業立地に対する市町村との連携というのをいかにどうあるべきかということで、課内の中でもプロジェクトチームをつくっております、県がハード的にできること、それからソフト的にできることを市町村との連携の中で県が果たすべき役割、そういったところを今年度に入りましてから少し議論を重ねておりまして、まだ議論の途中でございますけれども、そういった状況の中で、ぜひ県南の地域の方々とも連携をとって、しかるべき企業立地が進むような、県としても、体制づくり、あるいは市町村との連携づくりを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2つ目の質問で、既存団地であっているところがたくさんあると、それに対する対策をどうするかという御質問でございますが、確かに既存の工業団地で一番大きいセミコンテクノパークは、予約も入れまして、もう今完売状態でございます。残りの城南工業団地が9区画、それから白岩産業団地が3区画、それからテクノ・リサーチパークが3区画、それから海岸部で、八代の方が1区画、それから名石浜、長洲の方で2区画、いわゆ

るまだ売れてない空き区画がございます。これについてどうするかということで、いろいろ私どももなぜ売れないのかというふうな要因をこれまで検討をしてみりました。

その結果、一番問題なのは、土地の値段に問題があると、課題があるというふうなことをいろんな方々から、実際企業の方々からもお聞きをしております。そこで、どのくらいぐらいその価格についてその差があるのか、いわゆる近隣の土地の価格に対して少し高目になっていないのかというふうなこともちょっと検証を今やっております、特に今一番残っております城南町なんかにつきましては、地元の長なんかとも一緒に協議をいたしまして、適正な売れる価格というのはどのくらいなのかということシミュレーションしながら今検討中でございます。ほぼ作業は終わっております、そういう価格で実施することができるかどうかという可能性について、これから内部でもちょっと議論をしていかないといけないんですが、いずれにしても、早晚売れるような工業団地にしていく必要があるということでございますので、土地だけではないと思っておりますけれども、土地の価格が最大の課題であるというふうに認識しておりますので、そういったのを一つずつつぶしながら、ぜひそのあいている工業団地に新しい企業立地を進めていくというふうな体制、環境をつくってきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○鬼海洋一委員　まず、今の件から要望申し上げておきたいというふうに思うんですが、今お話しのとおり、どういう場所に立地しているかという面で言うと、立地環境の問題というお話もありました。しかし、これは社会資本の充実問題について、例えば通信であり、あるいは交通アクセスであり、さまざまの要素があるというふうに思うんですが、し

かし、ごらんとおりに、テクノゾーン内というのは、本来県が、これまで非常に重点的に整備してきたあの場所に今集中的に誘致がなされているという、そういう環境のもとでなされている事実があるわけでありまして、県南については、じゃあ逆に宇土、そういう県としての重点施策が不十分じゃなかったのかという裏返しでもあるのかというふうに思うんですよ。

ですから、今新たにその点の具体的な科学的検証をなさっているというお話ですが、例えば行政としてのインセンティブの問題等についても、今それぞれの自治体が一生懸命やっているというふうに思うんですね。ですから、具体的に、じゃあここに進出したいというふうに思っているけれども、どういう意味で地域のその自治体の審議が必要なのか、あるいはそれに対するさまざまな施策に対して自治体としてどれぐらいやってくれるかというような、具体的に詰めていけば、かなり自治体として応じてくれるんじゃないかというふうに思っていますから、せっかく今検討なさっているということのようですから、ぜひその点を詰めていただきまして、これは客観的に見ても、県南の対応がこれまで十分だったかどうかということについては、結果を見れば明らかなことですから、今、松田、たまたま委員長なさっておられますけれども、県南の議員団としても、特にその中で、ちょっとこの辺もどがんかせんといかぬぞという、そういうお話もあっているさなかでありますから、ぜひ心して取り組んでいただきますようお願いしたいというふうに思います。

それから、原油価格の問題ですけれども、軽油税の問題等、業界からの強い要望等も出ているわけですよ。だけど、その本丸、本陣というのに切り込まないで、例えば、先ほどお話がありましたように、融資、これは前回もそうですけれども、本会議で取り上げた際も、融資でその経営に厳しいところが出て

いるところについては取り組んでいきますというような対応をなさったわけでありましてけれども、軽油税等に対するこれまでの懸案、課題についてどういうぐあいにしていくかということについても、この際少し考えてもいいんじゃないかというような、そうしないと、これはとてもじゃないけれども、やっていけないですよ。それが1つ。

それからもう一つは、当然そうなりますと、どっかに吸収しなきゃならぬわけですから、一番心配するのは、特に長距離のドライバーあたりの労働条件、こういうものがさらに悪化をして、そして事故が頻発するという状況がもう目に浮かぶわけですがけれども、そういうことに対する対応を同時にとっていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。この2点目については、もう少しそういう意味で具体的に対応をとるべき課題があれば、聞かせていただきたいと思います。

それから3点目の環黄海への技術協力会議について、これはもう、今おっしゃったとおりに、ここ熊本県の一つの転機になるんじゃないかというふうに思っています。

この前指摘いたしましたように、既に九州経済としては、東南アジアに向けて、なканずく上海、非常に重要な拠点として進んでいるわけでもありますし、県としても、上海事務所を民間に委託をするという状況で今とらえているわけですが、場合によっては、今回のこの経済協力会議を起点として上海事務所の新たな拡大を求めるという、こういうことも起きてしかるべきだというふうに思っております。非常に大きなきっかけにさせていただきますように、ぜひよろしく願いしときたいと思います。

○宮尾商工政策課長 原油価格の問題につきましては、軽油税の税率の問題、それから労働条件の問題ということで御指摘をいただきました。残念ながら、この場でそれについて

の回答をちょっと用意しておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、庁内の連絡会議で、ただいま委員の方から御指摘のありました点についても、あわせて検討をするようにしたいと考えております。

○鬼海洋一委員 いいです。結構です。

○松田三郎委員長 この後、その他も含めて質疑をお受けしたいと思います。

○城下広作委員 責任共有制度の件で、短くていいです。今まで金融機関で融資を願いすると、保証協会の保証がつくといいですよという形で、金融機関は自分のリスクが少なから、非常にそういうふうな形で融資をするというのが比較的多いわけですよ。

ところが、今回、一部金融機関もリスクをしようということで、この辺でちょっとやっぱり二の足を踏むんじゃないかという心配を私は個人的に思うんですけれども、これは国の制度で決まったことだから、これはどうこう我々も言えないから、この辺のちょっと心配はどのように思っておられるか、ちょっと。

○藤好経営金融課長 経営金融課でございます。

委員御指摘の今そういうふうな金融機関の懸念、そういうことも考えられるところでございますけれども、今回、その責任共有する負担分、そこに、いろいろ考えまして、0.2%ということで考えたわけでございまして、こういうふうなところを一切考慮しないと、今懸念という点で示されましたけれども、金融機関が慎重になるとか貸すのを渋るとか、そういう面も出てくるかと思っておりますので、今回0.2%上げたことによりまして、そこら辺はそう大きく影響はないかなというふうには思っております。

○城下広作委員 こういう感じで、ある程度保証協会も金融機関に一部リスクをしょっていただくというのは、これは私も大事な部分だと思います。それが結果的には、利用者に極端にそのことが、このしわ寄せが来るというのだけはちょっとやっぱり避けなければいけないなということで、この辺は適材適所るときにいろいろと指導なんかも出てくるのかなという感じがしますので、そのときはまたいろいろとお願いをしたいと思います。

それと、ちょっと観光の件で、これは本当に単純なことなんですけれども、毎回いろんな形で、どこに何万、何万と数字が出るんですけれども、例えば一心行の大桜に何万人、七城のメロンドームに何万人、ファームランドに何百万人という数字なんですけれども、極端にカウントを数えているわけじゃないんだけれども、この数の算出の仕方——百貨店なんかで、センサーで何人通ったというカウントするのがあるんですよ。ただ、こういうのは比較的、これ、対何年度何万人ふえたかというふうに一喜一憂する部分もあるんですけれども、そもそもその数のカウントの考え方、どこまで正確か、これ、あんまり私細かく言う気持ちはないんですけれども、その辺のとらえ方というのが、どういう感じで数字として扱っているのか、これはちょっと一回聞いときたいなと思ったものですから。

○守田観光物産総室長 観光物産総室です。座って説明させていただきます。

まず、観光客というのをどうとらえるかという考え方で我々の方も整理をしてまして、いわゆる観光レクリエーション活動を中心としたものという規定をまず決めます。そして、市町村を訪ねられた7歳以上という、まず数値の根拠も決めております。それから、宿泊客と日帰り客は二重計上しないということを決めます。それから、済みません、ちょっと戻るかもしれませんが、宿泊客数につきまし

ては、市町村等を通じて、すべて実数で照会をするということ、それから、対象となる施設は、従業員が4人以上のホテル、旅館、民宿、キャンプとするということを決めます。それから、連泊した場合は、連泊数を掛けると決めます。それから、この辺が先生の御指摘の分ですけれども、市町村の日帰り客数はどうやってとらえるかということですが、まずこれは、基本的には、ベーシックなものはつくりませんが、市町村にまずお任せをして推計をしていただきます。その推計の仕方は、同一市町村内に複数の観光地がある場合がございます。その場合は、重複集計を避けるために、それぞれの施設の集客数の合計値に各市町村が指定統計をかけてもらったり、指定統計もありますし、その他独自の動態調査をかけていただいて、そこで自分のところの重複調整率をつくっていただいています。ですから、同じ町村で3カ所大きな観光地がある場合は、1人が来て3カ所回るんじゃないなくて、例えばそれは3と数えるんじゃないなくて、例えば1.8であるとか、そういう指標をお願いしております。それがまずポイントでございます。そのため、各施設の入場者数の和と当該市町村の日帰り客数の総数が合わない場合が出てまいります。

それから、観光地の存する市町村の住民がおられますので、この辺がちょっと笑う場面になるんですけれども、域内移動としてカウントしないために、流出入地点でのアンケートの聞き取りとか調査、服装、携帯品とかそととか、車もナンバープレートから一定程度観光者率というのを市町村で定めてもらいます。そこで、それを利用した定数を掛けたものを観光客数として考えていただいております。

そのように、まだいっぱいあるんですが、そういうものの中でやらせていただいております。ですから、先生御指摘のとおり、国は、先ほど申しましたけれども、こういう数値を

出しません。お祭りのときには警察の方がばっと見られた数字は出ますけれども、あれが普通よく言われます。ですから、我々も観光の中で、宿泊客数というのは、これは先ほど申しました実数でございますので、自信を持ってありますけれども、見込み客数については、これは、ただ、うちの場合は、昭和30年ぐらいからずっと継続してとらせていただいておりますので、トレンドはしっかりしていると考えております。

ただ、いろいろ問題もあると我々も思っておりますので、国の方も今年度から、指定統計を目指して観光客の国全体での基準を定めようと、統計のとり方を定めようということで、まず、1月期から3月期までを全国で統一でやりました。これでやっと全国の中で比較ができる数字が出てくると思っておりますので、最終的には、その辺の数値を使いながら、我々熊本県の統計も変えていきたいと考えております。ただ、国の統計は、10人以上お勤めのホテル、旅館になっております。ところが、熊本県のホテル、旅館というのを計算しますと、10人以上のところは非常に少のうございます、比率的に。

ですから、これですべての数値が押さえられるかどうかということも問題になっておりますので、これは我が県だけの問題ではないということで、今、九州観光推進機構を通して、九州の中で国に提言できないかと、いわゆる九州のような地方でもとれるような数値、実績を反映するようなどらえ方ができないかということは今国に要求をしているとか、御意見を申し述べているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員長 城下委員の方は、施設とかイベントがあるけれども、その算出方法はどうかと。

○城下広作委員 アバウトな数字、どちらかという、たくさんどんと来るから、ああいふ形の数字のとらえ方というのは、大体どういう形、目視なのか、いろいろ大体もう広い市町村から幾らと言われた数字をそのまま反映していくのかと、そういうことがちょっともう一度確認したかったということで。恐らく宿泊とか云々は、ちゃんとした形でされるのは当然わかってましたけれども。

○守田観光物産総室長 わかりました。先ほど申しましたように、そういう我々の基準を定めまして、市町村にお出しをして、今幾つか申しました基準に基づいて市町村でやっていただいています。

○松田三郎委員長 市町村から上がった数というわけでしょう、この指標。市町村に限らずか、民間なんかあるんだから。

○守田観光物産総室長 基本的に市町村でございます。

○松田三郎委員長 市町村ですか。

○守田観光物産総室長 はい。

○松田三郎委員長 一心行とかも。

○守田観光物産総室長 はい。

○松田三郎委員長 わかるんですか。

○守田観光物産総室長 大きく分けて2つありまして、管理者がいらっしゃるところは、先ほども言いました前段のいろんな係数をそこでつくっていただいています。そこで係数で計算していただきます。それから、管理者が常駐していない観光地がございます。その観光地につきましては、1年間のうち何回

か現地で、平日と土曜日と日曜日の3日間をワンセットといたしまして、観光客をカウントしていただくサンプル調査をさせていただきます。そして、そのところで年間分を推計いたしまして出すということになっていきます。その中で、例えばバスが来たら何台と計算してくださいと、大型バスだったら何人、中型なら何人とか、そういう細かいのを出してお願いをしているところでございます。

○城下広作委員 なぜ聞いたかという、一応順番がつくもんだから、やっぱりこれ、順番がつくとなると、どこが多い少ないとかというふうになるから、一応その確認をしたということです。

○松田三郎委員長 そうですね、ペナルティーもなかなか……。

○城下広作委員 そういう感じもあるんですね。

○濱田大造委員 ちょっと港に関して質問したいんですが、8月、1カ月ぐらい前に民主・県民クラブで八代港の視察というのに行ってきました。いろいろ県の職員の方が現場に行きまわっているんですが、熊本港及び八代港にこれまで県が相当な投資をしてきているわけですが、現地を見に行ったら非常に港自体が寂しいんですね。何で寂しいかといいますと、活気がないと。荷物が無いから、それは港も閑散としてまして寂しいと。

今、現状では、釜山行きの定期便が、最近のいい話として週に2便、2社運航を始めたという話なんです。なら、今後どういうふうな八代港を考えているんですかと言いましたら、多分対応してくれた方が土木課の方ですので、土木事業として八代港を何せもっと完璧にしていきたいと、予算もつけてほしいという話だったんですけども、もちろ

んそれもわかるんですが、将来的にどうやってしたら港として本来の機能である貿易を促進していくかなんですが、その質問をしたら、ポートセールス、だれが行うのかと。なら、具体的に話せなかったんですね、まあ土木課ということもあったんですが。

というのは、私、サラリーマン時代、商社で勤めてまして、有明海、そして特にこの熊本の海というのは遠浅で船会社が非常に嫌うんですね。実際に現場の船会社の方と話したら、非常に船会社は寄りつきにくいと。バース14メートルに深くしてますけれども、事故が非常に起こりやすいと。

あと、コンテナも20フィートコンテナ、40フィートコンテナ、非常に港も整備してありますが、運賃が非常に高いはずなんです。釜山の、何で釜山に行くかと言いましたら、釜山が今ハブ港になっているからです。日本では、日本のハブ港が神戸と横浜なんですけど、普通、日本の場合、四国と大分の間を通過して、玄界灘というんですか、あそこを通過して神戸に行った、もしくは関門海峡を通過して釜山に行くんですね。わざわざ熊本まで出向いて荷物をとるということは非常にちょっと荷主からしたら考えにくいんですが、この不利な状況で将来的にどういうふうに荷主、荷物を集積していくのかというのを、県として今のところビジョンがないんじゃないかなと、現場に行きまして思いまして、その辺県はどう考えていらっしゃるのかと思ひまして、質問したいと思います。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございますが、私の方からお答えさせていただきます。座って説明いたします。

前回6月の委員会の中でも、鬼海委員の方からもポートセールスについて御指摘いただきました。その際にもお答えさせていただきましたが、基本的に港湾整備を伴う、セールスの中でも整備を伴うということで、港湾課

がポートセールスを行うというのは今県の仕切りでございます。ただ、これももう鬼海委員初め各先生からも、それはもう商工と一緒にやらなだめじゃないかということはもう従来から言われておまして、その位置づけがなかったわけですが、本年から3名の職員を港湾課の兼務職員として張りつけまして、商工政策課の中に貿易班というのがございますが、そこと港湾課と一緒にやるとということでございます。

その港湾事業につきまして、私どもの方ではなかなか技術的なところが及ばないところもございますし、セールスに伺った際も、いろんな、委員おっしゃるようなオーダーございます。岸壁を5メートルにしてくれとか、護岸を延ばしてくれとか、あるいは背後地の改良をどうするかとか、なかなか技術的な話になりますと、やはり港湾課が中心にならなきゃいけないということがございまして、今のところ体制は商工政策課と港湾課でセットでやっているという実態。確かに荷物の問題、これは私どもも、貿易班という形で、県内企業に貿易の振興というものがございまして、そこは港湾課と一緒に荷主等への港の利活用の説明等も実施しておりますし、また、港湾課と一緒に企業を訪問しているということもございます。

委員お尋ねの港湾のそのビジョンの話でございますが、こちらの方は、港湾課の方で、それぞれ今後の港湾のビジョンについては種々計画を立てまして、作成したいと考えておりますが、商工部としましては、貿易、それから港湾の利活用、ポートセールスという観点から、港湾課と一緒に進めているということもでございます。

○松田三郎委員長 よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

○田代国広委員 資料の請求をお願いしたい
と思います。

先ほど工業団地の件で大ざっぱに答えられ
たんですけれども、我々具体的なことを知ら
ないんですよ。知る義務があります。した
がって、具体的な資料を後ほどいただきたい
と思いますので、よろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 説明もそのとき個別にお
願います。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○松田三郎委員長 最後に、陳情・要望書等
一覧のとおり、要望書及び支援要請が各1件
提出されておりますので、参考として各委員
のお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして本日の委員会
を閉会いたします。

委員各位、執行部の皆さん大変御苦労さま
でございました。

午後0時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済常任委員会委員長